

競技規則改定への対応について

本年4月1日より競技規則第9条第1項(6)(7)につきまして、以下のように改訂されます。

(改訂前)

第9条

- 第1項(6) ①サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここで言うウエストとは、肋骨の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。
- ②実験的に判定装置を使用する場合については、サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。
- (7) サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。

(改訂後)

第9条

- 第1項(6) サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。

(改訂後)にあるように変更されます。本来であれば、判定装置を使用するのですが、現在装置が十分にいきわたらない状態であるため、(公財)日本バドミントン協会審判部より3月8日に提示された内容に基づいて神奈川県バドミントン協会としては行うことにしました。

(公財)日本バドミントン協会から出された判定方法の暫定処置は以下の通りです。

「ポストやプレーヤーの着衣にコート面から1.15mの高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から1.15mの高さのところに水平面をイメージし、判定する。」

*これに基づき、神奈川県バドミントン協会としては、ポストにコート面から1.15mの高さのところにマークとなるテープを貼り、それを基準に1.15mの高さのところに水平面をイメージして判定することにしたいと考えています。